

令和6年3月29日

せたがや Pay 加盟店 各位

世田谷区商店街振興組合連合会

せたがや Pay 事務局

## 令和6年度事業および「せたがやPay」加盟店手数料規程改定に関するお知らせ

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。令和3年2月20日にスタートした「せたがや Pay」事業(以下「本事業」という。)につきまして、加盟店の皆様のお力添えにより令和6年2月に4年目を迎えられること、厚く御礼申し上げます。

今後の「せたがやPay」の運営に関しまして、下記のとおりお知らせいたしますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 令和6年度の還元事業等について

本事業の支援元である世田谷区との協議や令和6年度世田谷区当初予算の成立が前提となりますが、今後も引き続き、区内への消費誘導を促し、利用者の定着を図る取組を行ってまいります。

さて、新年度を迎え、令和6年4月から5月までは、日常の買い物での消費喚起をコンセプトに、せたがやコイン決済額の最大10%還元を基本として『春のポイントアップ 第2弾 せたがやのお店を応援!』キャンペーンを展開いたします。より多くの利用者の皆様へ幅広く還元するため、月ごとのポイント付与上限は、10,000ポイントとなります。

また、加盟店において、換金前に加盟店同士での決済ができる加盟店送金機能や、各商店街イベントで活用可能なスタンプラリー機能やチケット発行など、幅広い取組を予定しております。

引き続き、様々な取組を通じて、区内への消費誘導・経済循環を促進するとともに、加盟店の皆様と地域住民のつながりや助け合いを推進してまいりますので、お力添え賜りますようお願い申し上げます。

※なお、社会環境の変化や事業者の経営状況、世田谷区をはじめ、東京都や国からの支援状況等を勘案し、世田谷区とも協議しながら、必要に応じて機動的な事業展開を検討いたしますので、内容が変更する場合がございます。

#### 2 せたがやPay加盟店換金手数料規程の改定について

「地元のお店を応援する」ことをコンセプトに開始した「せたがやPay」は、引き続き地元「せたがや」を応援するデジタル地域通貨として、区内への消費誘導・経済循環を促進するとともに、加盟店の皆様と地域住民のつながりや助け合いを推進する一方で、引き続き、持続的かつ安定的な運用を目的とした運営基盤の強化を図ることが求められます。

そのため、今般、決済の実態など事業の運営状況等も踏まえ、せたがやPay加盟店換金手数料規程(以下「本規程」という。)につきまして、令和6年2月8日開催の世田谷区商店街振興組合連合会理事会にて改定され、6月1日から施行する予定としております。加盟店の皆様におかれましては、「せたがやPay」のさらなる発展と事業継続性を高めることを目的とした本規程の改定について、何卒ご理解いただき、引き続き「せたがやPay」をご愛顧いただければ幸甚でございます。

なお、せたがやPay加盟店規約第13条第3項の規定に基づき、改定日の2ヶ月前までに本内容を通知するとともに、「せたがやPay」公式ホームページ上にて公表することを申し添えます。

##### (1)趣旨

「せたがやPay」加盟店において決済された売上金の換金手数料について、事業の運営基盤の強化を図ること等を目的として、一部の加盟店の換金手数料の見直しを図ります。

(2) 換金手数料の改定

別添「せたがやPay加盟店換金手数料規程」のとおり、令和6年6月1日から換金手数料を改定いたします。

別表1

加盟店種別	商店街等会員	商店街等非会員
中小個店	0%	<u>0.9%</u> → <u>1.0%</u>
準大型店	<u>1.5%</u> → <u>1.0%</u>	2%
大型店	2%	3%
行政機関(外郭団体等含む)		0%

(用語の説明)

商店街等会員：本会加盟の商店街振興組合及び世田谷区商店街連合会加盟の商店会若しくは商業協同組合の会員(賛助会員を含む)

中小個店：中小企業基本法上の中小企業や小規模事業者に該当する事業者など

準大型店：本社が世田谷区内に所在する地元資本の中小企業、コンビニなど

大型店：共通商品券規約第6条に定義された大型店

(せたがやPay加盟店換金手数料規程より抜粋)

【注意事項】

(改定年月日) 令和6年6月1日(土)

ただし、週締めの自動申請となる加盟店(商店街等非会員の中小個店及び商店街等会員の準大型店)の手数料について、6月1日(土)及び6月2日(日)決済分は改定前の料率(商店街等非会員の中小個店 0.9%、商店街等会員の準大型店 1.5%)を適用する。